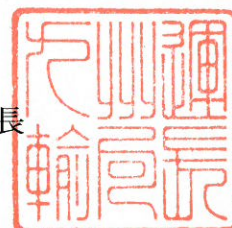




九運人事第268号
平成29年10月12日

九州冷蔵倉庫協議会 会長 様

九州運輸局長



衆議院議員総選挙の選挙当日における便宜供与について

平素は国土交通行政にご理解、ご協力を賜り深く感謝申し上げます。

さて、今般、衆議院議員総選挙を控え、国土交通事務次官より別紙のとおり通知がありました。

つきましては、貴職におかれましても、その趣旨をご理解のうえ、ご配慮賜りますとともに、傘下各事業者等の方々に対しましても、同様の周知をして頂きますようお願い申し上げます。

国官人第1200号
平成29年10月11日

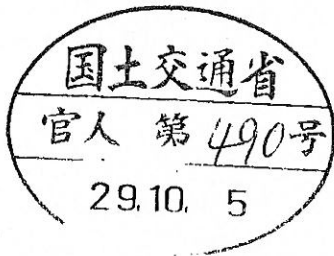
九州運輸局長 殿

国土交通事務次官
(公印省略)

衆議院議員総選挙の選挙当日における便宜供与について

標記について、総務大臣から別添のとおり要請があったので、その趣旨に
則り措置するようお取り計らい願います。

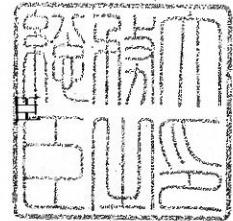




総行管第 238号
平成29年10月4日

国土交通大臣 殿

総務大臣



衆議院議員総選挙の選挙当日における便宜供与について

公職選挙法第6条第3項の規定により、選挙人に対しては、特別の事情がない限り、選挙の当日、その選挙権を行使するために必要な時間を与えるよう措置されなければならないとされているところです。

貴職におかれては、平成29年10月22日執行の衆議院議員総選挙に当たり、下記のとおり、民間の会社、工場等を含め、選挙当日勤務する全ての者の投票時間の確保等について格段の配慮をお願いします。

記

- 1 選挙当日勤務する政府職員に対する投票の便宜供与等について
 - (1) 選挙権の行使に万全を期するため、選挙当日勤務する政府職員に対しては、公務に支障のない限り投票するための特別休暇、交代勤務等の便宜を与えること。
 - (2) 国会、裁判所及び政府関係機関並びに地方公共団体の職員についても、(1)に準じて措置するよう依頼すること。
 - (3) 民間の会社、工場等においても、(1)の趣旨に準じて選挙権行使のための便宜を図るとともに、遅刻、早退等による給与の差引き等を行わないよう関係各府省庁から協力を依頼すること。
- 2 選挙当日の各種行事、催物等の開催時刻の調整について
 - (1) 選挙当日、政府主催の各種行事、催物等を予定している場合は、開催期日の再検討又は開催時刻の調整を行い、投票の便宜を図るよう考慮すること。
 - (2) 地方公共団体が行う各種行事、催物等についても、(1)に準じて措置するよう依頼すること。

(参考)

○公職選挙法（昭和二十五年四月十五日法律第百号）（抄）

（選挙に関する啓発、周知等）

第六条 総務大臣、中央選挙管理会、都道府県の選挙管理委員会及び市町村の選挙管理委員会は、選挙が公明且つ適正に行われるように、常にあらゆる機会を通じて選挙人の政治常識の向上に努めるとともに、特に選挙に際しては投票の方法、選挙違反その他選挙に関し必要と認める事項を選挙人に周知させなければならない。

2 （略）

3 選挙人に対しては、特別の事情がない限り、選挙の当日、その選挙権を行使するために必要な時間を与えるよう措置されなければならない。

拝啓

時下ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、第48回衆議院議員総選挙が来る10月22日（日）に執行されることとなっております。

選挙は民主主義の根幹をなすものであり、当該選挙の管理執行に当たる総務省といたしましては、すべての有権者に選挙の意義を理解していただき、積極的に投票に参加されるよう、選挙期日の周知や投票参加の呼びかけをはじめとして様々な啓発活動を行っているところです。

貴職におかれましては、この趣旨を御理解いただき、貴府省庁所属職員の方々に対しまして、別紙を参考の上、省内放送等による投票参加の呼びかけを行っていただきますようよろしくお願い申し上げます。

また、この旨を貴府省庁の外局及び所管の関係団体にも周知していただきますよう併せてお願いいたします。

敬具

平成29年9月28日

総務省自治行政局選挙部長



国土交通省大臣官房長 殿

<職員の皆様へ>

第48回衆議院議員総選挙について

10月22日(日)は、衆議院議員総選挙の投票日です。ご家族で投票に参加しましょう。

なお、仕事や旅行、冠婚葬祭などの用事で投票日に投票できない場合は、投票日前日までの午前8時30分から午後8時までの間、(お住まいの市区町村の役場等において)

きじつぜん
期日前投票もできます。

近年、投票率は、依然として低い水準にあります。職員の皆さんは積極的に投票してください。